

東京電力ホールディングス(株)に対する第十三次損害賠償請求

交渉の概要

令和3年7月19日(月)、第十三次損害賠償請求として、県及び市町村等が原発事故に伴う放射線影響対策に要した費用総額1億6,600万円余の賠償請求書を東京電力ホールディングス(株) (以下「東京電力」という。)に手交しました。

併せて、県及び3市町の代表者と東京電力の幹部職員との直接交渉を実施しました。

その概要は、以下のとおりです。

1 日時

令和3年7月19日(月) 13時30分から14時まで

2 場所

岩手県庁12階 特別会議室

3 出席者

- | | |
|--------|--|
| ア 県 | 復興防災部長、農林水産部長、環境生活部副部長 ほか |
| イ 市町村等 | 花巻市防災危機管理課長、奥州市生活環境課長、平泉町放射線対策室長、岩手県市長会事務局次長、岩手県町村会事務局次長 |
| ウ 東京電力 | 公共補償センター所長、東北補償相談センター副所長 ほか |

4 交渉の概要

[市町村等]

- 汚泥、刈取り草木等のたい肥化に係る取引において放射性物質の測定を余儀なくされるなど、原発事故の影響がなお残されており、事故前の状況に戻ったとは到底いえない。
- 市民の不安を解消するため、放射性物質の測定等を行っており、原発事故がなければ行う必要がないものに係る経費が発生している。誠意ある対応を求める。
- 市内90箇所で除染土を保管しているが、台風、地震等があった際に、市民の不安を払拭すべく、各保管場所の異常の有無を確認する等の業務を行っている。
- こうした業務は、本来、事故の原因者である貴社が行うべきものである。
- 相当の時間が経過し、支払を渋る意図を感じざるを得ない。事故の当事者として誠意ある対応を求める。
- 汚染状況重点調査地域の指定解除の目途は立っておらず、出荷制限がかかっている野生山菜などの随時検査や学校給食の週1回の測定も継続している。

[県]

(農林水産部)

- 損害賠償が打ち切られるのではないかと不安を抱えている生産者がいることから、生産者の負担がある限り、賠償を打ち切ることのないよう継続した対応を求める。
- 原木しいたけの産地再生には、新規参入者の確保が重要。新規参入者についても、高いハードルとなっている掛かり増し経費の支払に同意を求める。

(環境生活部)

- 環境放射能のモニタリング、食品や野生鳥獣肉の検査等、様々な対応を余儀なくされており、今回の賠償請求についても速やかに応じられたい。

(復興防災部)

- 県の直接請求から合意まで1年以上要した項目もあり、市町村等においては、さらに多くの期間を要しているものがあるため、被害者に寄り添った柔軟かつ迅速な賠償を行うよう求める。
- 損害賠償請求への対応や姿勢が、今後のALPS処理水の問題にも影響してくる。処理水の問題についても原発事故の原因者として主体的に説明責任を果たし、風評被害が生じた場合にはしっかりと賠償していただきたい。

[東京電力HD]

- 皆様の発言を聞き、当社の起こした事故の影響の大きさ、責任の大きさを痛感している。
- 放射線物質測定経費、除染土の保管に係る費用等、市町において対応した費用については、事情を聞きながら、適切に対応する。
- 時間内人件費についても追加的費用の発生が確認できる場合は、賠償できる部分もあるので、具体的な事情を聞き、適切に対応する。
- 賠償の支払がされなくなるのではないかと不安について、「最後の一人まで賠償を貫徹する。」という方針に基づき、真摯に対応する。
- 原木しいたけの生産に新規参入する方に対しては、損害賠償という考え方では難しいが、県として産地再生を目指すという考え方がある中で、特別な事情を認めることができないか、真摯に対応する。
- 市町村への賠償が遅れているとの指摘があったが、県、市町村等で差をつけていることはなく、個々の事情をしっかりと伺って対応する。
- ADRセンターから和解案が示された場合は、これを尊重して適切に対応する。
- 原発事故から10年経ったが、消滅時効は援用せず、事故による被害の状況等を丁寧に向いながら適切に対応する。